

平成22年2月19日

エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業の改善について (2010グリーン家電エコポイント制度の概要)

環境省、経済産業省、総務省 グリーン家電普及推進室
グリーン家電エコポイント事務局

昨年5月15日から実施している「エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業」については、平成21年度第2次補正予算の成立に伴い、一部制度改善を行った上で、今年4月1日から新しい制度としてスタートすることになります。

1. 家電エコポイント制度の延長

これまで、平成22年3月31日までに家電エコポイント対象製品を購入された方を対象としていましたが、平成21年度第2次補正予算の成立に伴い、大きく3つの制度改善(下記2. 参照)を行った上で、家電購入の期限を平成22年12月31日まで延長することになりました。

※1 地デジ対応テレビは今年4月1日から対象が変わります。(下記2.(2)参照)

※2 法人は対象製品が納品された時点で購入となります。

※3 家電エコポイント登録申請期限は平成23年2月28日(書面申請、インターネット申請ともに当日消印有効)まで延長になります。平成22年3月31日までに購入された場合も、登録申請期限は平成23年2月28日となりますが、締め切り間際は申請が混み合うため、家電を購入された方は、早めに申請していただくようお願いします。(登録された家電エコポイントの商品交換申請期限は平成24年3月31日に変更はありません。)

<参考：購入・申請期限等のまとめ>

・対象家電購入期限：平成22年12月31日(金)

※法人の場合は、平成22年12月31日までに納品されていることが必要。

・家電エコポイント登録申請期限：平成23年2月28日(月)(当日消印有効)

・交換商品の交換期限：平成24年3月31日(土)

2. 家電エコポイント制度の大きな3つの改善内容

(1) 申請手続きの改善

①「2010グリーン家電エコポイント申請ゴールドサポート販売店」の導入・運用開始

これまで、家電エコポイントに関する相談・問い合わせ対応等を行うとともに、申請書等を配布していただく家電販売店を「サポート販売店」として登録してきましたが、これらの販売店のうち、申請書の作成を行って頂ける販売店を新たに「ゴールドサポート販売店」として登録し、今年4月1日以降、これまで対象製品を購入された方から依頼があった場合は、申請書を作成していただくこととなります。

※ 他の販売店で購入された方から依頼があった場合に申請書を作成するかどうかは各ゴールドサポート販売店の任意となります。

②家電エコポイント申請書の簡素化

現在、申請書への記入が必要となっている型番・製造番号などの記入を不要とするとともに、領収書の原本、メーカー保証証のコピーなどを貼り付ける欄を分かりやすくするなど、今年4月から申請書を簡素化します。

※1 今年3月31日までに対象製品を購入された方でも、新しい申請書で申請することができます。

※2 インターネット申請では型番の入力が必要です。

※3 新しい申請書はサポート販売店等に配布します。

③店頭利用申請書の導入

対象製品を購入した「サポート販売店」において、家電エコポイントを申請する前にそれを地デジアンテナ工事やLED電球等との交換に利用する場合、これまで購入された方が申請書に必要事項を記入することになっていましたが、今年4月1日以降はサポート販売店が店頭利用申請書を作成し、それを家電エコポイント申請書に貼付していただくこととなります。これにより、簡単に間違いなく店頭利用ができることとなります。

④申請書に関する審査状況の確認

事務局に届いた申請書については、インターネットで審査状況が確認できるようになります。

(2) 対象製品の省エネ基準の強化

家電エコポイント制度では、引き続き、統一省エネラベル4☆相当以上の製品を対象とします。

ただし、地上デジタル放送対応テレビについては、省エネ基準の改定（平成22年2月18日公布、同年4月1日施行）に伴い、今年4月1日以降は、より省エネ性能の高い製品に、4☆、5☆の表示がつけられることとなります。

このため、現在、家電エコポイント対象となっている地デジ対応テレビの一部は、今年4月1日以降は3☆以下となるため、4月1日以降に購入された場

合は対象外となります。

エアコン、冷蔵庫については、変更はありません。

また、家電を購入される方が区別しやすくするために、平成22年4月1日以降対象製品告知ラベルを変更します。

<参考：平成22年4月1日以降の家電エコポイント対象製品告知ラベル例>



※ チャレンジ25のロゴマークは努めて併せて表示していただくものです。

(3) LED電球等の利用促進

今年4月1日以降に対象製品を購入した「サポート販売店」において、家電エコポイントを申請する前に、それをLED電球等との交換に利用する場合、必要な家電エコポイント点数が半分で済むようになります。具体的には、例えば4000円分のLED電球と交換する場合、これまで4000点が必要でしたが、2000点で済むようになります。

- ※1 LED電球等とは①電球形LEDランプ、②電球形蛍光ランプ(10形、15形、25形)、③充電式ニッケル水素電池(単1～単4型の電池、または電池・充電器セット)を指します。
- ※2 地デジアンテナ工事については、必要な家電エコポイント点数の変更はありません。
- ※3 今年4月1日から導入する店頭利用申請書(上記(1)③参照)は、今年3月31日までに購入された方と4月1日以降に購入された方で様式が若干異なります。

3. 家電販売店向けの説明会の実施

グリーン家電エコポイント事務局は、以下の日程で、家電販売店向けに新しい制度についての説明会を開催いたします。お申し込みについては、後日、家電エコポイント公式ホームページをご覧ください。

※ サポート販売店には別途、案内状を送付させていただきます。

日時		会場		所在地
3/8(月)	10:00～	東京	経済産業省 本館 地下2階講堂	東京都千代田区霞が 関 1-3-1
3/8(月)	14:00～			
3/10(水)	13:00～	札幌	札幌第1合同庁舎 6階 第1会議室	札幌市北区北8条西2 丁目
3/12(金)	10:00～	福岡	福岡合同庁舎 新館3階 共用大会議室A・ B・C	福岡市博多区博多駅 東 2-11-1
3/12(金)	14:00～			
3/15(月)	10:00～	大阪	天満研修センター	大阪市北区錦町 2-21
3/15(月)	14:00～			
3/16(火)	13:00～	高松	高松サポート合同庁舎 低層棟2階 アイホール	高松市サポート 3-33
3/17(水)	10:00～	名古屋	愛知県芸術文化センター	名古屋市東区東桜 1-13-2
3/17(水)	14:00～			
3/19(金)	13:00～	仙台	仙台サンプラザ	仙台市宮城野区榴岡 5-11-1
3/23(火)	13:00～	広島	ホテル広島ガーデンパレス	広島市東区光町 1-15

※ なお、家電エコポイント公式ホームページ (<http://eco-points.jp/>)、コールセンター番号 (0570-064-322(※)、) は変更ありません。

※ IP 電話、PHS の場合は、022-745-0500 (申請に関するお問い合わせ)、011-271-0613 (エコポイント発行に関するお問い合わせ) となっています。

(本発表資料のお問い合わせ先)

商務情報政策局 情報通信機器課長 吉本

担当者：佐伯、高岡

代表：03-3501-1511 (内線 3981)

直通：03-3501-6944 (直通)